

手続チェックシート

転居

米沢市内で引越しされた方へ

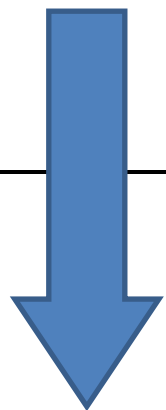
転居届

住み始めた日から **14 日以内**に届出してください

※事前（住み始める前）には手続できません

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」



関連する手続は下記の通りです。

必要な書類がそろわない手続は、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続の際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証
- ・資格確認書
- ・介護保険証
- ・年金手帳※
- ・社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続するときは

1. 手続ができるかどうか、手続の対象となる方との関係等により確認させていただきます。
2. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。

転居に関連するおもな手続

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続をご自身で確認してください	手 続	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
--	-----	-------	----	------	-----

住所 戸籍

マイナンバーカードをお持ちの方	カードの住所変更	・マイナンバーカード ※暗証番号の入力が必要です		市民課 市役所 1 階 7～10 番窓口	
申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	カードを受け取った後に新住所を追記します ※新住所のみ記載したカードをご希望の場合は再申請が必要です	再申請を希望する場合は受付窓口でご相談ください			
印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります				

保険 年金

国民健康保険に加入している方	国民健康保険の住所変更	(お持ちの方) 旧住所の国民健康保険資格確認書		市民課 市役所 1 階 7～10 番窓口	
→各種認定証をお持ちの方	各種認定証の住所変更 (後日郵送)	旧住所の各種認定証 ・ 限度額適用認定証 ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証 ・ 特定疾病療養受療証		保険年金課 市役所 1 階 12 番窓口	
75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療の住所変更 (後日郵送)	(お持ちの方) 旧住所の後期高齢者医療資格確認書			
→各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 (後日郵送)	旧住所の各種認定証 ・ 限度額適用認定証 ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証 ・ 特定疾病療養受療証			

こども	小学生・中学生のお子さんがいる方	住所変更の届出		これまで通っていた学校	
	→学区が変わる方	転校手続	・在学証明書 ・教科用図書給与証明書	学校教育課 置賜総合文化センター 4 階	
	放課後児童クラブ利用の方	児童クラブ入会	就労証明書など	各児童クラブ	
	児童手当を受給していて、児童と異なる住所に住む方	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要	子のマイナンバーがわかるもの ※公務員世帯の方は、勤務先へ申請してください		
	子育て支援医療証をお持ちの方（0 歳～高校生等） ※ 1 8 歳になった年の年度末まで	子育て支援医療証の住所変更	子育て支援医療証		
	保育所等に入所しているお子さんが転居する、 または保護者が転居する方	教育・保育給付認定変更申請書兼 届出事項変更届	届出人の本人確認書類		
	ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、 別に手続が必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更 ひとり親家庭等医療証の住所変更	受付窓口でご相談ください ひとり親家庭等医療証		

高 齢	介護保険被保険者証をお持ちの方 （65 歳以上または要介護認定を受けている方）	介護保険被保険者証の住所変更 （後日郵送）	介護保険被保険者証	高齢福祉課 市役所 1 階 16 番窓口	
	介護保険施設に転居された方	介護保険負担限度額認定申請	本人及び配偶者名義全ての預金通帳 及び有価証券等		

障がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など		社会福祉課 市役所 1 階 15 番窓口	
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	重度心身障害者医療費受給者証 ※同意書や認印が必要な場合があります			
	自立支援医療受給者証をお持ちの方	自立支援医療受給者証の住所変更	自立支援医療受給者証			
	各種手当（特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障がい児養育手当、特別児童扶養手当）を受給している方	各種手当の住所変更				
	心身障がい者扶養共済加入者	心身障がい者扶養共済加入者の住所変更届、債権者登録（変更）申出書				

税・料金	上下水道を使用する方、または使用をやめる方	使用開始または中止の異動届もしくは精算 ※メールでの手続も可ですが、中止や精算の場合は原則電話での手続（詳しくはホームページをご覧ください）			上下水道部庁舎 1 階 水道センター・料金窓口 0238-22-4511	
	税や料等の納付について相談される方	納付相談			納税課 市役所 2 階 1 番窓口	

その他	市営住宅を退去する方 または 市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続 市営住宅の同居手続	入居者が増減する場合、必ず届出 が必要です 受付窓口でご相談ください		市営住宅指定管理公益 サービス共同企業体 0238-40-8700
	犬を飼っている方	犬の登録事項変更手続			生活安全課 市役所 1 階 13 番窓口
	転居先に地下水採取設備がある方	動力を用いて地下水を採取するための設備があり、揚水機の吐出口 断面積が 6 cm ² （口径 25mm に相当）を超えていた場合、地位の承 継または廃止の手続			環境課 市役所 3 階 2 番窓口
	ごみの出し方のご案内	ホームページで確認・データのダウンロードができます また、分別の案内冊子は環境課窓口でも配布しています			
	粗大ごみの処分が必要な方	戸別収集の申し込み	料金等は受付窓口でご相談ください		粗大ごみ回収センター 0238-22-5235
	町内会や自治会に入会したい方	お住いの町内会や自治会に連絡をして、入会の手続を進めてください （市役所での手続はありません） なお、お住いの町内会や自治会が不明な場合は、町内会等をお調べ いたしますので、コミュニティ推進課へお問い合わせください ※マンションやアパートの場合は、大家の方や管理人の方にお問い 合わせください			コミュニティ推進課 市役所 3 階 8 番窓口



992-8501

米沢市金池五丁目 2 番 25 号 米沢市役所

☎0238-22-5111

開庁（受付）時間 8 : 30 ~ 17 : 00

（土日・祝日、年末年始の開庁日はお休みです）